

第1編 会社法総説

第1章 「会社」の意義

会社法をこれから学習していきますが、そもそも「会社」とは何であるかわかりますか？

学生 「高校や大学を卒業して、入るところですよね？」



一般的に言うと、そうですね。法律的に言うと、会社法上の「会社」とは、原則として、①「営利性」②「社団性」③「法人性」がある点が特徴です。「営利社団法人」と言うくらいですから。

学生 「③の『法人性』以外は、よくわからないんですけど…。」



1つ1つ説明していきます。

①営利性

会社とは、そもそも効率的に金儲けをすることを主眼として作られたものです。つまり、個人の資力・能力などでは限界があるので、会社という組織を作り、より効率良く金儲けをするわけです。そして、会社の持ち主である社員（株式会社の場合は株主）に利益を分配します。会社法の裏には、この「営利性」が常にあることは、意識しておいて下さい。

②社団性

人の集まりであるということです。ただし、（合資会社を除いて）社員が1人の会社（一人会社^{いちにんがいしゃ}）という形態も可能であるため、社団性があるとはいい難い会社もあります。

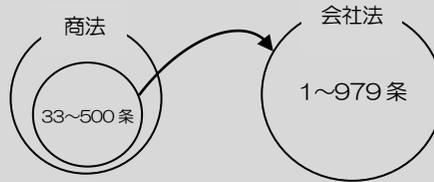
③法人性

これは、民法で学習した「権利能力」の話です。会社は法人ですので、独立した権利義務の帰属主体となることができます。つまり、たとえ代表者1人しか社員がいない一人会社であっても、会社と契約をすれば、権利義務の帰属主体は代表者ではなく、会社となります。



【平成 17 年会社法制定の趣旨】

会社法は、平成 17 年に商法が改正され、できた法律です。その最大のテーマは、“規制緩和”です。つまり、それまで以上に、会社側の自由度が上がりました。これは、色々なところに現れています。たとえば、「定款自治の拡大」「組織再編の多様化」などがその例です。



【平成 26 年改正会社法の趣旨】

色々な分類方法がありますが、改正事項を以下の 4 つに分類して捉えることができます。

① 大企業のコーポレート・ガバナンスの改正

平成 17 年の会社法制定後、大企業の不祥事が相次ぎました。この大企業の不祥事の対策として、コーポレート・ガバナンスに関する改正がされました。「コーポレート・ガバナンス」とは、「企業経営の仕組み」「企業統治」などと訳されますが、簡単にいうと、「どのような機関構成で企業を運営していくか？」などということです。

ex. 監査等委員会設置会社の創設（改正会社法 2 条 11 号の 2）

② 親子会社関係の整備

会社法制定時から親子会社関係の規制には問題があると言われており、その課題が残されたまま（手をつけないまま）会社法は制定されました。よって、会社法制定直後から、親子会社関係についての改正をすべきだと言われていました。今回、その点の改正がされました。

ex. 特定責任追及制度（いわゆる多重代表訴訟）の創設（改正会社法 847 条の 3）

③ その他会社法施行後に浮かび上がった問題点の改正

①及び②以外にも、会社法には問題点がありました。そこで、「その問題点も一緒に改正しちゃおう」ということで一緒に改正しました。

④ できる限り各制度の規定を統一

明確な理由なく制度ごとに規定が異なるものを、統一しました。

【会社法を見る重要な視点】

会社法は、民法と異なり、法律的な視点だけでなく“経済的な視点”も含めて創られた法律です。つまり、「法をいかに守るか」（法律）と、「いかに効率よく金儲けをするか」（経済）との争いの中にある法律なのです。

法律 VS 経済



第1節 会社の営利性

会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とされており（会社法5条）、これは会社が営利を目的とすることを前提とするものである。会社の営利性とは、単に会社が①対外的な営利活動により会社自身が利益を獲得することを目的とするだけでは足りず、②社員の利益を図ることを目的とし、その事業から生ずる剰余金等が社員に分配されることをいう（会社法105条2項、105条1項1号、2号）。🔍「お金儲けは会社の本質」

第2節 会社の社団性

1 「社団」の意味

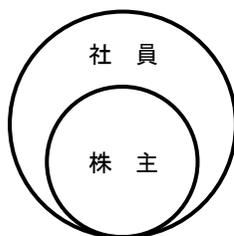
会社の社団性という場合の「社団」とは、共通の目的を有する社員関係による複数人の結合体を指す（通説）。🔍「みんなの出資で成り立つ会社」

2 一人会社と社団性

いちにんがいしや
一人会社：社員（※）が1名しか存在しない会社

株式会社や持分会社（合資会社を除く）については、一人会社が認められる（会社法471条、641条4号）。このような一人会社は、複数人の結合体である「社団」性に反し、社団ではないと解する見解もあるが、いつでも社員が複数になり得るので、潜在的には社団であるといつてよい。

※社員：会社の出資者をいう。その中でも、株式会社の社員は「株主」という。



cf. 使用人：日常用語でいう「社員」（従業員）は、法律上は「使用人」という。

第3節 会社の法人性

会社法3条（法人格）

会社は、法人とする。

1 「法人」の意味

法人：自然人以外で権利能力を有するもの

法人格が認められることにより、会社自身が権利を有し義務を負うことになり、会社が取引の主体となるため、権利義務の帰属が簡単に処理されることになる。☑「法律上は立派な人」

2 法人格否認の法理

1. 意義

独立の法人格を有している会社において、その形式的独立性を貫くことが正義公平に反すると認められる場合に、特定の事案の解決のために一定の法律関係について会社の独立性を否定して、会社とその背後にある社員とを同一視する法理をいう。法人格否認の法理を認めることを明言した会社法上の規定はないが、判例(最判昭44.2.27☑)によって認められている。

2. 趣旨

例えば、「法人が責任を負うから、私は責任を負いません。」と言って逃げようとしている社員に責任を取らせ、債権者を保護しようということである。

3. 要件

法人格は、社会的に存在する団体の価値を評価して立法政策的に付与されるものである。つまり、団体を権利主体と認めるに値すると評価できるときに、政策的に法人格が付与されるのである。従って、以下のような場合には、法人格の本来の目的に照らして、法人格を否認することが要請される。

①法律の適用を回避するために法人格が濫用されているような場合

ex. 強制執行を免れるためや財産隠匿のために新会社を設立した

②法人格が全くの形骸にすぎない場合

ex. 親会社が子会社を現実的に支配し、親会社・子会社間の会計区別が欠如している

4. 法人格否認の法理の適用範囲

法人格否認の法理は一般条項的な性格を有するものであるから、法的安定性のためには、制限的・補充的に適用すべきであるとされている。

つまり、他の法理の解釈等により妥当な結論を導くことが可能な場合は、それらによる解決を試みるべきであり、それでも妥当な結論を導くことができない場合に最後の手段として同法理が適用されるのである。判例も、法人格否認の法理の適用は慎重にされるべきであるとしている（最判昭49.9.26）。

第2章 会社の種類

会社法上の会社には、株式会社と持分会社との2つの類型があり、持分会社は、合名会社・合資会社・合同会社の3種類の会社からなる（会社法2条1号，575条1項）。📍「会社にもいろいろあるよ」

株式会社	各自が有する株式の引受価額を限度とする有限の間接責任を負うにすぎない社員（間接有限責任社員）のみからなる会社
持分会社	合名会社 無限責任社員（会社債務につき会社債権者に対し直接連帯無限の責任を負担する社員）のみからなる会社
	合資会社 無限責任社員と有限責任社員（会社債権者に対して直接連帯責任を負う点では無限責任社員と同じであるが、出資額（未履行部分の範囲）を限度とする有限責任を負うにすぎない社員）とからなる会社
	合同会社 間接有限責任社員のみからなる会社

【有限責任とは？ 無限責任とは？】

漢字から考えて下さい。つまり、「責任」が「有限」か「無限」ということです。この「責任」は、法人が負債を抱えた時に問題となります。

（有限責任社員）

法人が負債を抱えた時に、有限責任しかない社員は、出資した額以上の責任は負いません。つまり、出資した額がゼロになって終わりです。

（無限責任社員）

法人が負債を抱えた時に、無限責任のある社員は、法人に弁済する資力のない場合には、出資した額に関係なく代わりに弁済しなければなりません。つまり、最悪の場合には、自分の預貯金から支払ったり、マイホームを売り払ってでも支払わなければならないわけです。



なお、改正前の有限会社（有限会社法に基づく）は、会社法上の株式会社という類型に統合された。有限会社法は廃止されたが（整備法1条3号）、会社法施行前に設立された有限会社は、会社法施行後は、法的類型としては株式会社になるものの、なお「特例有限会社」として存続し、有限会社法の下での規律とほとんど同様の規制の下で運営を継続することが認められている（整備法2条参照）。

第3章 登記

会社法907条（通則）

この法律の規定により登記すべき事項（第938条第3項の保全処分の登記に係る事項を除く。）は、当事者の申請又は裁判所書記官の嘱託により、商業登記法の定めるところに従い、商業登記簿にこれを登記する。

会社法909条（変更の登記及び消滅の登記）

この法律の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。

商登法14条（当事者申請主義）

登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができない。

第1節 実体法上の手続等

1 通則

会社法により登記すべき事項は、以下の場合に、商業登記簿に登記する。

1. 原則（当事者申請主義。商登法14条）

- ①当事者の申請
- ②裁判所書記官の嘱託

2. 例外

登記官の職権による登記

※登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない（会社法909条）。つまり、商業登記には、登記義務がある。

2 登記の効力

（設例）

株式会社A商事は、その支配人Bを解任したが、その旨の登記をする前に、BはA商事を代理して、解任の事実を知っているCと売買契約を締結した。A商事は、Cに対して、「Bの行為は無権代理であるから、売買契約の効果はA商事には及ばない」という旨の主張をすることができるか？

会社法908条（登記の効力）

- 1 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

1. 登記前の効力（消極的公示力）

会社法の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、善意の第三者に対抗することができない（会社法908条1項前段）。

ex1. 会社が支配人を解任したとしても、これを登記（会社法918条）しなければ、善意の第三者に対抗できない。その結果、支配人を解任しても、その旨の登記がなければ、善意の第三者に対して無権代理（民法113条1項）の主張をすることができない。

ex2. 株主総会における取締役の選任の決議を無効とする判決が確定した場合であっても、当該取締役の選任の登記を抹消する登記がされなければ、取締役の選任の決議が無効である事実を善意の第三者に対抗することができない。

もともと、登記がない場合でも、会社は、悪意の第三者には対抗することができる。

【商業登記の趣旨】

商業登記の趣旨は、「取引の安全」（商登法1条）です。商業登記法1条に、以下のように規定されています。

商登法1条（目的）

この法律は、商法、会社法その他の法律の規定により登記すべき事項を公示するための登記に関する制度について定めることにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、かつ、取引の安全と円滑に資することを目的とする。

たとえば、商業登記は、取引先や融資を検討している銀行が、「問題のない会社なのか」ということを確認するために使うことがあります。

※取引の相手方からの主張

代表取締役の選任がされているにもかかわらず、その登記がない場合でも、取引の相手方から代表取締役の選任を株式会社に主張することはできる（大判明41.10.12）。これは、取引の相手方保護の規定だからである。



2. 登記後の効力（積極的公示力）

登記の後には、善意の第三者に対しても登記すべき事項を対抗することができる（会社法908条1項前段）。

ex. 会社が支配人を解任した場合、その旨を登記（会社法918条）した後は、第三者がたとえ解任の事実を知らなくても、解任された支配人の代理行為について、会社は無権代理（民法113条1項）の主張をすることができる。

もともと、登記の後であっても、第三者が正当な事由によってその登記があることを知らなかったときは、登記すべき事項を第三者に対抗することができない（会社法908条1項後段）。正当な事由とは、例えば、交通の途絶等により商業登記簿の調査ができない、又は、登記簿の滅失・汚損等により調査をしても登記事項を知ることができないような事由をいう。

3 不実登記の効力

（設例）

株式会社A商事は、取締役Bを代表取締役を選定した事実がないにもかかわらず、Bが代表取締役に就任した旨を登記し、その後、BはA商事を代表して、A商事所有の土地をBが代表取締役に選定されていないことを知っているCに売却した。A商事は、Cに対して、当該土地取引について無権代理を主張することができるか？

会社法908条（登記の効力）

2 故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもって善意の第三者に対抗することができない。

1. 意義

故意又は過失によって不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることを善意の第三者に対抗することができない（会社法908条2項）。

ex. 支配人に選任していないにもかかわらず、会社が故意又は過失により選任の登記をしたときは、その者が会社を代理してした行為について、善意の第三者に対しその責任を負わなければならない。

もともと、会社は、悪意の第三者には対抗することができる。

2. 趣旨

不実の登記を信頼した第三者を保護するための規定である。

第2節 商業登記 総論

1 登記申請の方式

1. 書面申請主義（商登法 17 条 1 項）

商業登記の申請方法には、以下のものがある。

- ①書面申請（商登法 17 条 1 項）※郵送による申請も可能である
- ②電子申請（いわゆる、オンライン申請、商登規 101 条）
- ③いわゆる、半ライン申請（商登規 102 条 2 項ただし書）

申請情報はオンラインで送信し、添付書面は書面を提出又は郵送する方法による方法。

登記の申請は、書面で行うのが原則とされている。

2. 申請書の記載事項（商登法 17 条 2 項）

【申請書の見本】

株式会社変更登記申請書

- 1 商号 A株式会社
- 1 本店 東京都新宿区高田馬場四丁目3番6号
- 1 登記の事由 目的の変更……………③
- 1 ○○大臣の許可書到達年月日
平成 28 年 4 月 1 日……………⑤
- 1 登記すべき事項
平成 28 年 4 月 1 日変更
目的 1 ○○の売買
2 ○○の製造販売
3 前各号に付帯する一切の事業……………④
- 1 登録免許税 金 3 万円……………⑥
- 1 添付書面 株主総会議事録 1 通
○○大臣の許可書 1 通
委任状 1 通
- 上記のとおり登記の申請をする
平成 28 年 4 月 2 日……………⑦
- 東京都新宿区高田馬場四丁目3番6号
申請人 A株式会社……………①
- 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番22号
代表取締役 甲川乙夫……………①
- 東京都新宿区高田馬場一丁目1番1号
上記代理人 法務太郎 印……………②
- 連絡先の電話番号 ○○-○○○○-○○○○
- 東京法務局新宿出張所御中……………⑧



【「登記の事由」「登記すべき事項」「添付書面」の意味】

「登記の事由」「登記すべき事項」「添付書面」は、以下のような意味で申請書に記載します。

- ・登記の事由：「こういうことがあったから」
- ・登記すべき事項：「こう登記事項が変わったんです」（これが登記されます）
- ・添付書面：「登記すべき事項が変わったのは本当ですよ～」と登記所（法務局）にいる登記官に伝える

①申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名又は名称及び住所(当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者の氏名及び住所を含む)

②代理人によって申請するときは、その氏名及び住所

③登記の事由

④登記すべき事項

(注) 登記事項が多い場合には、正確かつ迅速な登記手続の実現のために、FD（又はCD-R）を利用する。

⑤登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日

⑥登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額

※内訳の記載

記述の試験では、登録免許税の内訳が問われることがある。内訳とは、以下のような事項である。

- ex. 資本金増加分 金7万円
 役員変更分 金1万円
 登記事項変更分 金3万円
 支配人の代理権消滅分 金3万円
 支店移転分 金3万円
 取締役会設置会社に関する変更分 金3万円

⑦申請年月日

⑧登記所の表示

申請書には、上記の事項を記載し、申請人又はその代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）若しくは代理人が記名押印しなければならない。

- ・(本人申請) 申請人又はその代表者が申請書に記名押印する
- ・(代理人申請) 代理人が申請書に記名押印する（申請人又はその代表者は委任状に記名押印する）

2 株式会社の登記事項

株式会社の設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない（会社法 911 条 3 項）。

登記事項	
①目的	
②商号	
③本店及び支店の所在場所	
④株式会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め	
⑤資本金の額	
⑥発行可能株式総数	
⑦発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）	
⑧単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数	
⑨発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数	
⑩株券発行会社であるときは、その旨	
⑪株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所	
⑫新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項	
イ	新株予約権の数
ロ	第 236 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ・当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法 ・当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 ・金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額 ・当該新株予約権を行使することができる期間
ハ	ロに掲げる事項のほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件
ニ	<ul style="list-style-type: none"> ・取得条項付新株予約権であるときは、第 236 条第 1 項第 7 号に掲げる事項 ・当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要するとするときは、払込金額 ・当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないとするときは、その旨
⑬取締役 ^㉞ （監査等委員会設置会社の取締役を除く。）の氏名	
⑭代表取締役の氏名及び住所（指名委員会等設置会社である場合を除く。）	
⑮取締役会設置会社であるときは、その旨	

⑩会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び書類等備置場所	
⑪監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、その旨及び⑩ <u>監査役の氏名</u> ⑪次に掲げる事項	
⑫イ	<u>監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときは、その旨</u>
⑫ロ	<u>監査役の氏名</u>
⑬監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨	
⑭会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称	
⑮会計監査人が欠けた場合等において、監査役により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称	
⑯第 373 条第 1 項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項	
イ	第 373 条第 1 項の規定による特別取締役による議決の定めがある旨
ロ	特別取締役の氏名
ハ	取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
⑰⑲監査等委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項	
イ	<u>監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名</u>
ロ	<u>取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨</u>
ハ	<u>第 399 条の 13 第 6 項の規定による重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨</u>
⑳指名委員会等設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項	
イ	取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
ロ	各委員会の委員及び執行役の氏名
ハ	代表執行役の氏名及び住所
㉑第 426 条第 1 項の規定による取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め	
㉒第 427 条第 1 項の規定による⑳ <u>社外取締役</u> 、 <u>会計参与</u> 、 <u>社外監査役</u> 又は <u>会計監査人</u> ㉒ <u>非業務執行取締役等</u> が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め	
㉓㉔前号の定款の定めが社外取締役に係るものであるときは、取締役のうち <u>社外取締役であるものについて、社外取締役である旨</u> ㉓ <u>削除</u>	

㊸ ㉔社外取締役等の責任限定契約についての定款の定めが社外監査役に関するものであるときは、監査役のうち社外監査役であるものについて、社外監査役である旨の削除	
㉕貸借対照表の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることとするときは、貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの	
㉖第 939 条第 1 項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め	
㉗前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項	
イ	電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの
ロ	電子公告による公告をすることができない場合の公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
㉘公告方法についての定款の定めがないときは、第 939 条第 4 項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨	

3 登記期間の原則

(設例)

株式会社A商事は、平成 28 年 6 月 28 日の株主総会において、商号を変更する決議をし、当該決議は有効に成立した。A 商事は、いつまでに商号変更の登記を申請すべきか？

会社法 915 条 (変更の登記)

- 1 会社において第 911 条第 3 項各号 (設立登記の登記事項) 又は前三条各号 (持分会社の登記事項) に掲げる事項に変更が生じたときは、2 週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

登記期間とは、登記すべき事項が生じた場合に登記の申請をしなければならない期間をいい、会社法により法定されていることが多い(会社法 911 条, 915 条)。

この期間を徒過した場合であっても登記申請自体は受理されるが、期間を徒過したことについて故意又は過失があるときには、会社の代表者は過料に処される(会社法 976 条 1 号)。

4 申請人

1. 原則

会社の登記は、その会社を代表する者が、会社を代表して申請する（昭39.3.28民甲837）。よって、株式会社の場合には代表取締役又は代表執行役（指名委員会等設置会社の場合）等が、持分会社の場合には代表社員等が、会社の登記を申請する。

2. 例外

（設例）

発起人Aは「A株式会社」を商号とする株式会社を設立しようと思い、登記所に株式会社の設立の登記の申請をしようとしたが、設立しようとする所在場所には、既に「A株式会社」という商号の登記がなされていた。しかし、Aが調査したところ、当該商号はここ2年以上使われたことがなく、登記上の所在場所においてその存在はなかった。この場合において、Aが株式会社の設立の登記を申請できるようにするために、自ら採りうべき方法はあるか？

商登法33条（商号の登記の抹消）

- 1 次の各号に掲げる場合において、当該商号の登記をした者が当該各号に定める登記をしないときは、当該商号の登記に係る営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の所在場所において同一の商号を使用しようとする者は、登記所に対し、当該商号の登記の抹消を申請することができる。
 - 一 登記した商号を廃止したとき 当該商号の廃止の登記
 - 二 商号の登記をした者が正当な事由なく2年間当該商号を使用しないとき 当該商号の廃止の登記
 - 三 登記した商号を変更したとき 当該商号の変更の登記
 - 四 商号の登記に係る営業所を移転したとき 当該営業所の移転の登記

1. 意義・趣旨

商号の廃止・変更があった場合、その使用者は遅滞なくその旨の登記を申請すべきであるが（商登法29条2項）、商人には、登記期間の定めも申請しない場合の制裁もないため、同一の商号を使用しようとする者が不利益を被ることがある。そこで、このような場合には、当該商号の登記に係る営業所の所在場所で同一の商号を使用しようとする者に当該登記の抹消等を申請することを認めた（商登法33条）。また、会社の商号についても同様に、商業登記法33条による抹消の請求が認められる（昭37.11.19民甲3316）。

ex. 「甲野商事株式会社」という商号の株式会社が登記されているが、実際には、当該株式会社が商号を変更している場合には、同一の所在場所に「甲

野商事株式会社」という商号の株式会社の設立登記を申請しようとする者（設立中の会社）は、甲野商事株式会社の商号の抹消の登記を申請することができる（商登法33条1項3号）。

2. 添付書面

商号の登記の抹消の添付書面は、**同一の商号を使用しようとする者であることを証する書面**（ex. 商号変更を決議した株主総会議事録及び本店の所在場所を証明する登記事項証明書）と**委任状**（代理人申請による場合）である。

3. 破産手続開始の決定を受けその旨の登記がされている場合

設立しようとする株式会社と本店の所在場所が同一であり、かつ、同一の商号の登記がされている株式会社がある場合に、当該株式会社が裁判所による破産手続開始の決定を受け、かつ、その旨の登記がされているときであっても、当該設立しようとする株式会社の設立の登記の申請をすることはできない。

5 登録免許税

1. 総説

登記等を受ける者は、登録免許税法の定めるところにより、登録免許税を納める義務がある（登免法3条）。定められた登録免許税を納付せずにした登記の申請は却下される（商登法24条16号）。

以下のように、登記の種類に応じて登録免許税が規定されている。

【主なもの】

- (1) 会社又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）につきその本店又は主たる事務所の所在地においてする登記（(3)に掲げる登記を除く。）

登記	課税標準	税率・税額
イ 株式会社の設立の登記（ホ及びトに掲げる登記を除く。）	資本金の額	1000分の7 (これによって計算した税額が15万円に満たないときは、申請件数1件につき15万円)
ロ 合名会社若しくは合資会社又は一般社団法人等の設立の登記	申請件数	1件につき6万円
ハ 合同会社の設立の登記（ホ及びトの登記に該当するものを除く。）	資本金の額	1000分の7 (これによって計算した税額が6万円に満たないときは、申請件数1件につき6万円)
ニ 株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記（ヘ及びチの登記に掲げる登記を除く。）	増加した資本金の額	1000分の7 (これによって計算した税額が3万円に満たないときは、申請件数1件につき3万円)

ホ 新設合併又は組織変更若しくは種類の変更による株式会社又は合同会社の設立の登記	資本金の額	1000 分の 1.5 (新設合併により消滅した会社又は組織変更若しくは種類の変更をした会社の当該新設合併又は組織変更若しくは種類の変更の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000 分の 7)
	(これによって計算した税額が 3 万円に満たないときは、申請件数 1 件につき 3 万円)	
ヘ 吸収合併による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記	増加した資本金の額	1000 分の 1.5 (吸収合併により消滅した会社の当該吸収合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものを超える資本金の額に対応する部分については、1000 分の 7)
	(これによって計算した税額が 3 万円に満たないときは、申請件数 1 件につき 3 万円)	
ト 新設分割による株式会社又は合同会社の設立の登記	資本金の額	1000 分の 7
	(これによって計算した税額が 3 万円に満たないときは、申請件数 1 件につき 3 万円)	
チ 吸収分割による株式会社又は合同会社の資本金の増加の登記	増加した資本金の額	1000 分の 7
	(これによって計算した税額が 3 万円に満たないときは、申請件数 1 件につき 3 万円)	
ヌ 新株予約権の発行による変更の登記	申請件数	1 件につき 9 万円
ル 支店又は従たる事務所の設置の登記	支店又は従たる事務所の数	1 箇所につき 6 万円
ヲ 本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の移転の登記	本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の数	1 箇所につき 3 万円
ワ 取締役会、監査役会、 <u>㊟若しくは委員会</u> <u>㊿監査等委員会若しくは指名委員会等</u> 又は理事会に関する事項の変更の登記	申請件数	1 件につき 3 万円
カ 取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役、会計監査人、指名委員会等の委員、執行役若しくは代表執行役若しくは社員又は理事、監事、代表理事若しくは評議員に関する事項の変更(会社又は一般社団法人等の代表に関する事項の変更を含む。)の登記	申請件数	1 件につき 3 万円(資本金の額が 1 億円以下の会社又は一般社団法人等については、1 万円)

ヨ 支配人の選任の登記又はその代理権の消滅の登記	申請件数	1件につき3万円
タ 取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役若しくは指名委員会等の委員、執行役若しくは代表執行役の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任、社員の業務執行権の消滅、職務執行の停止若しくは職務代行者の選任又は理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務執行の停止若しくは職務代行者の選任の登記	申請件数	1件につき3万円
レ 会社又は一般社団法人等の解散の登記	申請件数	1件につき3万円
ソ 会社若しくは一般社団法人等の継続の登記、合併を無効とする判決が確定した場合における合併により消滅した会社若しくは一般社団法人等の回復の登記又は会社若しくは一般社団法人等の設立の無効若しくはその設立の取消しの登記	申請件数	1件につき3万円
ツ 登記事項の変更、消滅又は廃止の登記（これらの登記のうちイからソまでに掲げるものを除く。）	申請件数	1件につき3万円
ネ 登記の更正の登記	申請件数	1件につき2万円
ナ 登記の抹消	申請件数	1件につき2万円

(2) 会社又は一般社団法人等につきその支店又は従たる事務所の所在地においてする登記

((3)に掲げる登記を除く。)

登記	課税標準	税率・税額
イ (1)イからツまでに掲げる登記	申請件数	1件につき9000円（申請に係る登記が、(1)カに掲げる登記に該当するもののみであり、かつ、資本金の額が1億円以下の会社又は一般社団法人等の申請に係るものである場合には、6000円）
ロ 登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	1件につき6000円

(3) 会社又は一般社団法人等につきその本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記

登記	課税標準	税率・税額
イ 清算人又は代表清算人の登記	申請件数	1件につき9000円
ロ 清算人若しくは代表清算人の職務執行	申請件数	1件につき6000円

の停止若しくはその取消し若しくは変更又は清算人若しくは代表清算人の職務代行者の選任、解任若しくは変更の登記		
ハ 清算の結了の登記	申請件数	1 件につき 2000 円
ニ 登記事項の変更、消滅若しくは廃止の登記（これらの登記のうち口に掲げるものを除く。）、登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	1 件につき 6000 円

【登録免許税の税率・税額の思い出し方】

- ①登録法別表 1.24.(1) ツが圧倒的に多いので、ツ以外を思い出せるようにしてください。
- ②株関連の登記は、増資を除き、ほとんど「ツ」です。



商業登記法では実務上、同一の申請書で2以上の登記事項を申請すること（一括申請）が原則として認められているところ、一括申請した登記事項が登録免許税法別表1の24に掲げる登記の同じ区分に属し、課税標準が申請件数である場合には、これらをまとめて1件分として登録免許税の計算をすることができるとされている（昭29.4.24民甲866）。

※計算の具体例

ex.1 コンピュータソフトウェアの開発及び販売を目的とする株式会社Aが、商号を株式会社Bとし、目的にインターネットのプロバイダー業を追加する定款変更をした場合における登記申請の際の登録免許税の額

⇒商号変更・目的変更（(1)ツ） 合計3万円

ex.2 非取締役会設置会社である株式会社Aが、取締役会設置会社の定めを設定する旨の定款変更を行い、同日、従前の代表取締役とは異なる者を代表取締役に選定し、さらに監査役を変更した場合における登記申請の際の登録免許税の額

⇒代表取締役の変更・監査役の変更（(1)カ）

取締役会設置会社の定め設定（(1)ワ） 合計4万円又は6万円

2. 端数処理

(1) 課税価格

課税価格に1000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる（国税通則法118条1項）。

(2) 登録免許税

登録免許税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる（国税通則法119条1項）。

6 添付書面の通則

(設例)

- (1) 取締役会設置会社である株式会社A商事は、適法に株式の消却を行い、代表取締役Aはその登記の申請を司法書士Bに委任した。この場合に、登記の申請書に添付しなければならない書面は何か？
- (2) 株式会社A商事は、株主総会の普通決議により、取締役Bを解任した。この場合の取締役の変更の登記申請において、Bの選任が累積投票の手続によっていないことを証する書面を添付する必要があるか？

商登法18条（申請書の添付書面）

代理人によって登記を申請するには、申請書（前条第4項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）にその権限を証する書面を添付しなければならない。

商登法46条（添付書面の通則）

- 1 登記すべき事項につき株主全員若しくは種類株主全員の同意又はある取締役若しくは清算人の一致を要するときは、申請書にその同意又は一致があったことを証する書面を添付しなければならない。
- 2 登記すべき事項につき株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議を要するときは、申請書にその議事録を添付しなければならない。
- 3 登記すべき事項につき会社法第329条第1項（同法第325条において準用する場合を含む。）又は第370条（同法第490条第5項において準用する場合を含む。）の規定により株主総会若しくは種類株主総会、取締役会又は清算人会の決議があつたものとみなされる場合には、申請書に、前項の議事録に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

④4 監査等委員会設置会社における登記すべき事項につき、会社法第399条の13第5項又は第6項の取締役会の決議による委任に基づく取締役の決定があつたときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。

- 5 指名委員会等設置会社における登記すべき事項につき、会社法第416条第4項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたときは、申請書に、当該取締役会の議事録のほか、当該決定があつたことを証する書面を添付しなければならない。

1. 設例(1)について

株式の消却とは、株式会社が発行した株式を失効させることである。会社法は、この決定を、取締役会設置会社においては取締役会の決議によらなければならないと規定し（会社法178条2項、348条2項）、非取締役会設置会社においては取締役の過半数の一致によらなければならないと規定している。よって、取締役会設置会社である上記設例(1)においては、取締役会議事録を添付しなければならない（商登法46条2項）。

また、代理人により登記をする場合、委任状の添付を要する（商登法 18 条）。

考え方

商業登記は、会社等に関する一定の事項を登記記録に記録し、公示する制度であるが、そのためにはまず、以下の事項を証明するため、一定の書面を添付することが要求されている（商登法 18 条、46 条、商登規 61 条等）。

- ①登記の申請が権限を有する者によってなされること
- ②申請の内容が事実と符合すること

登記事項の変更は、主に株主総会の決議、取締役会の決議、取締役の決定（取締役の過半数の一致）等によって発生する。

上記設例(1)は、商業登記で一般的に要求される添付書面の典型例である。

2. 設例(2)について

株主総会における取締役の解任の決議要件は、その取締役が累積投票によって選任された者であるか否かにより異なる。すなわち、原則としては、株主総会の普通決議によることができるが（会社法 339 条 1 項、341 条）、その取締役が累積投票によって選任された者であるときは、特別決議が必要となる（会社法 342 条 6 項、309 条 2 項 7 号）。よって、上記設例(2)においては、前者の場合には普通決議の要件を満たす株主総会議事録、後者の場合には特別決議の要件を満たす株主総会議事録の添付を要する（商登法 46 条 2 項）。

また、代理人により登記をする場合、委任状の添付を要する（商登法 18 条）。

考え方

解任された取締役が、累積投票によって選任された者であるか否かは登記記録の記載からは判明しない。ただし、取締役の解任による変更の登記が、株主総会の普通決議により解任した旨の株主総会議事録を添付して申請されたときでも、その者が累積投票で選任された者でないことを証する書面の添付は要求されていない（他の添付書面から累積投票によって選任された者であることが判明しない限り、申請は受理される）。

つまり、商業登記においては、ある事項が存在しないことの証明をすることまでは要求されていないわけである。

【商業登記の添付書面の基本的な考え方】

プラス要素があることの証明は必要ですが、マイナス要素がないことの証明は不要です。

→ プラスを積み上げていく発想

ただし、登記記録から確認できるマイナス要素がある場合は登記できません。

ex. 取締役会がないのに、監査役会を設置することはできません。



※商業登記において必要とされる添付書面の例

- ・ **委任状**（商登法 18 条）
代理人によって登記を申請する場合。
- ・ **株主総会議事録**（商登法 46 条 2 項）
会社法において、個別に「株主総会の決議によらなければならない」等と規定されている。
- ・ **取締役会議事録**（商登法 46 条 2 項）
会社法において、個別に「取締役会の決議によらなければならない」等と規定されている。
- ・ **定款**又は**裁判所の許可書**（商登規 61 条 1 項）
定款の定め又は裁判所の許可がなければ登記事項について無効・取消しの原因が存在することとなる登記について、添付しなければならない。

7 原本還付

1. 意義

登記の申請人は、申請書に添付した書類の還付を請求することができる（商登規 49 条 1 項）。

2. 原本還付できる添付書面

オンライン申請による場合を除き、原本還付できない添付書面はない（商登規 49 条参照）。印鑑届書に添付した印鑑証明書も原本還付できる（平 11. 2. 24 民 4. 379）。

3. 原本還付の方法

書類の還付を請求するには、登記の申請書に当該書類と相違がない旨を記載した謄本（原本のコピー）を添付する必要がある（商登規 49 条 2 項）。

代理人によって原本の還付を請求するためには登記申請に関する権限に加えて、原本還付請求に関し、特別の授権を要する（商登規 49 条 4 項）。

8 印鑑

商登法 20 条（印鑑の提出）

- 1 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。
- 2 前項の規定は、委任による代理人によって登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。
- 3 前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

1. 印鑑の提出

(1) 総説

登記の申請書又は委任状に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない（商登法20条1項、2項）。

「登記の申請書又は委任状に押印すべき者」とは、例えば、商号の登記において申請書に押印すべき者とは商人であり、また、会社の場合は、会社を代表して登記の申請をすべき者、すなわち、会社の代表者のことである。

また、印鑑を提出する時期について「あらかじめ」とあるが、登記申請と同時に解してよいものとされている。

※オンライン申請による場合

オンライン申請により設立登記をする場合にも、印鑑の提出は必要である。

※支店所在地における登記の場合

会社の支店所在地における登記申請においては、印鑑の提出が不要とされている（商登法20条3項）。なぜなら、会社の支店所在地における登記申請においては、本店所在地においてした登記を証する書面（登記事項証明書）の添付が必要とされているので（商登法48条1項、95条、111条、118条）、登記の真実性が確保されているからである。

【本店所在地の登記と支店所在地の登記の関係】

商業登記においては、本店所在地の申請を厳格に審査し、支店所在地の申請はほとんど審査が行われません。「本店所在地の申請を厳格に審査することで真正が担保されている。支店所在地においては、それを基に登記する」という考え方によります。



ただし、支店所在地における登記申請においても、本人申請の場合は代表取締役が、代理人申請の場合は代理人が、申請書に押印する必要がある（認印で構わない）。

(2) 印鑑を提出しなければならない者と印鑑を提出することができる者

商業登記法12条は、以下の①及び②から⑥まででその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができるとして、印鑑証明書の交付請求をすることができる者を定めている。このことから、①（印鑑を「提出しなければならない」者）を除く②から⑥までは、印鑑を提出すれば印鑑証明書の交付の請求をすることができる者、すなわち、印鑑を「提出することができる者」であることとなる。

①商登法20条の規定により印鑑を登記所に提出した者

ex. 株式会社の代表取締役・代表執行役、代表清算人、外国会社の日本における代表者、商人

※任期满了後

任期が満了した後に退任の登記が未了である代表取締役も、登記所に印鑑を提出していれば印鑑証明書の交付を受けることができる（登研166P. 54）。

※存続期間満了後

登記記録上存続期間が満了している株式会社の代表取締役は、印鑑証明書の交付を受けることができない（昭40.3.16民甲581）。

※職務執行停止

代表取締役の職務執行が停止され職務代行者が選任されている場合、職務代行者は、登記所に印鑑を提出して印鑑証明書の交付を受けることができる（昭40.3.16民甲581）。

それに対して、職務の執行を停止されている代表取締役は、印鑑証明書の交付を受けることはできない（昭40.3.16民甲581）。

なお、代表取締役の職務執行停止及び職務代行者の選任の登記がなされた後に選定された代表取締役（昭47.3.28民甲1335）は、印鑑証明書の交付を受けることができる（商登法20条1項、12条1項）。

②支配人**③破産法の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人**

※なお、当該株式会社の破産手続開始決定当時の代表取締役についても、破産手続開始の登記がある旨を付記した上、印鑑証明書の交付を受けることができる（平23.4.1民商816）。破産手続開始の決定当時の代表者は、破産手続開始によりその地位を当然には失わず、会社の組織に係る行為等についてはその権限を行使することができるからである（最判平21.4.17参照）。

④民事再生法の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人

※なお、再生手続開始の決定（民事再生法21条、33条、11条1項参照）がされた株式会社の代表取締役は、印鑑証明書の交付を受けることができる（平12.3.31民4.802）。

⑤会社更生法の規定により選任された管財人若しくは保全管理人

※なお、会社について会社更生法による更生手続が開始された場合、代表取締役等の会社の代表者の登記事項に関する証明書にはその旨の付記がされるが（昭42.1.31民甲244）、当該株式会社の代表取締役は、印鑑証明書の交付を受けることができる。

⑥外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人**(3) 趣旨**

登記事項に変更が生じたとき等にする登記申請の際、申請書又は委任状に押印

された印鑑とあらかじめ登記所に提出されている印鑑とを照合する（印影を照合する）ことにより、申請権限のある者が申請していることを担保するためである。

また、不動産登記法において、会社が申請人となる場合に、印鑑証明書を添付しなければならないときがあり、印鑑証明書の交付の前提として提出が必要となる。

(4) 印鑑の提出が要求されない場合

登記の申請書に押印すべき者であっても、以下の場合には印鑑の提出は要求されない。

- ①会社の支店の所在地において申請をする場合（商登法 20 条 3 項）
- ②合併による解散の登記を申請する場合（商登法 82 条 4 項）
- ③登記の申請書に押印をすべき者が外国人である場合（申請書又は委任状に署名をし、本国官憲の署名証明書を添付することとなる）

(5) 代表者が複数である場合

例えば、代表取締役2名がそれぞれ代表権を有する場合であっても、いずれかの代表取締役が印鑑を登記所に提出すれば足りる（登研251P.69）。その後の登記申請においては、印鑑を提出した代表取締役が申請書又は委任状に押印すればよいからである。

もっとも、代表取締役が数人いる株式会社について、これらの代表取締役が同一の印鑑を登記所に提出することはできない（昭43.1.19民甲207）。

【その代表者個人の印鑑】

登記所届出印は、株式会社などの代表者として届け出ますが、「その代表者個人の印鑑」なのです。



(6) 代表者が外国人である場合

登記の申請書に押印すべき者が外国人の場合には、印鑑を提出する必要はなく（登研 74P.37）、申請書又は委任状にサインをし、本国官憲の署名証明書を添付することとなる（昭 48.1.29 民 4.821）。

(7) 印鑑提出の方法

印鑑の提出は、当該印鑑を明らかにした書面（印鑑届書）をもってしなければならない（商登規 9 条 1 項）。印鑑届書には、印鑑を提出する者の区分に応じ、一定の書面を添付しなければならない。

例えば、会社の代表者が印鑑の提出をする場合には、当該書面に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書（つまり、個人の印鑑証明書）で作成後 3 か月以内のものを添付しなければならない（商登規 9 条 5 項 1 号）。この印鑑証明書は、申請書に添付した印鑑証明書を援用することができる。

【添付書面の例】（商登規9条5項）

提出者が印鑑証明書を添付する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・商号使用者 ・未成年者 ・後見人（法人を除く） ・商人（会社を除く） ・会社の代表者（法人を除く） 	印鑑届出書に押印した印鑑の市区町村長作成の「 <u>印鑑証明書</u> 」（作成後3か月以内のもの）
	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>法人の代表者であることを証する書面</u>」 ・印鑑届出書に押印した印鑑の登記所作成の「<u>印鑑証明書</u>」（作成後3か月以内のもの）
	後見人（法人）の代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>法人の代表者であることを証する書面</u>」 ・印鑑届出書に押印した印鑑の登記所作成の「<u>印鑑証明書</u>」（作成後3か月以内のもの）
提出者でない者が作成した保証する書面を添付し、その書面の印鑑証明書を添付する場合	支配人	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面</u>」 ・当該書面の印鑑につき登記所作成の「<u>印鑑証明書</u>」（作成後3か月以内のもの）
	会社の代表者が法人である場合におけるその職務を行うべき者（当該法人の代表者以外の者）	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>法人の代表者が当該職務を行うべき者の印鑑に相違ないことを保証した書面</u>」 ・当該書面の印鑑につき登記所作成の「<u>印鑑証明書</u>」（作成後3か月以内のもの）

※ただし、印鑑を提出する登記所において、登記がされている法人の代表者の資格を証する書面及び当該登記所に提出された印鑑に係る印鑑証明書については、添付する必要はない。

(8) 印鑑の提出に関する知識

①会社以外の商人の支配人が印鑑を登記所に提出する場合には、印鑑届書に、当該支配人の印鑑につき市区町村長の作成した証明書で作成後3か月以内のものを添付しなければならないか？

→不要である。

(理由)

商人が支配人の印鑑に相違ないことを保証した書面を添付し、その書面の印鑑（商人のもの）につき登記所作成の印鑑証明書を添付する。商人が証明しなければ、その商人の支配人であるという証明にならないからである。

②株式会社の代表取締役が交替した場合、新たな代表取締役は、当該印鑑を明らかにした書面をもって登記所に印鑑を提出しなければならないか？

→提出しなければならない（商登法 20 条 1 項前段、商登規 9 条 1 項）。このことは、新代表取締役が旧代表取締役と同一の印鑑を使用する場合でも異なるものとされている（広島高判昭 56. 9. 10）。

(理由)

印鑑を使用する者が替わるからである（印鑑提出者は氏名・生年月日等を届け出る必要がある）。

③代表取締役が再任された場合には、印鑑を再提出することを要するか？

→再提出することを要しない（登研 279P. 75）。

(理由)

印鑑を使用する者が替わらないからである。

なお、印鑑届出事項で登記されたものにつき変更の登記又は登記の更正をしたときは、登記官は、職権で印鑑に係る記録にその旨を記録しなければならない（商登規 9 条の 2 第 2 項）。そして、この場合、印鑑の再提出は要しない。印鑑届出事項で登記されたものとは、例えば、会社の代表者の場合、以下の事項である。

- i 商号
- ii 本店
- iii 資格
- iv 氏名
- v 出生年月日

ex. 株式会社が商号の変更登記を申請した場合、印鑑の再提出は必要なく、登記官が職権で印鑑届出事項である商号を変更する。

④会社の代表者が登記所に会社の支配人の印鑑を提出することはできるか？

→会社の支配人の印鑑を提出する場合、会社の代表者が支配人に代わって印鑑を提出することはできない（登研 373P. 88、商登法 12 条 1 項、20 条 1 項前段参照）。支配人の印鑑提出は、支配人がする。

- ⑤民事再生法による管財人又は保全管理人が法人である場合には、その職務を行うべき者として指名された者は、印鑑を提出して、その印鑑の証明書の交付を請求することができるか？
→できる（商登規9条5項5号，平12.3.31民4.802）。

2. 印鑑カード

(1) 印鑑カードの交付請求

印鑑カードとは、その所持人がそのカードで特定される印鑑を提出した者であることを証明するものであり、印鑑の証明の請求（商登規22条）、印鑑の廃止（商登規9条7項）等の場合に用いる。

印鑑の提出をした者は、その印鑑を明らかにした上、印鑑届出事項のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載した書面を提出して、印鑑カードの交付を請求することができる（商登規9条の4第1項）。

(2) 廃止・返納・承継

印鑑カードの交付を受けた者は、印鑑届出事項のほか、氏名、住所、年月日及び登記所の表示を記載し、当該印鑑を押印した書面で、印鑑カードの廃止の届出をすることができる。この場合において、印鑑カードを提示するときには、押印を要しない（商登規9条の5第3項）。

そして印鑑カードの交付を受けた者が、この印鑑カードの廃止の届出をするとき、若しくは印鑑の廃止をするとき、又はその資格を喪失したときには原則として印鑑カードを返納しなければならない（商登規9条の5第5項）。

ただし、その資格を喪失し、又は印鑑を廃止した者に替わって新たに印鑑を提出する者は、印鑑の提出と同時に申し出ることにより資格を喪失し、又は印鑑の廃止をした者の印鑑カードを承継して使用することができる（商登規9条の4第3項）。

3. 印鑑の廃止

株式会社の代表取締役がその提出に係る印鑑の廃止の届出をするときは、当該印鑑に係る印鑑カードを提示すれば、当該届出に係る書面に当該印鑑を押印することを要しない（商登規9条7項）。

印鑑カードを提示できない場合には、印鑑廃止届書には、廃止する印鑑を押印する必要がある。

廃止する印鑑カードの提示及び印鑑の押印のいずれも行わないときは、市区町村に登録した印鑑を押印し、その印鑑につき市区町村長の証明書（個人の印鑑証明書）を添付して、印鑑の廃止の届出をすることができる（平10.5.1民4.876）。

9 電子申請（オンライン申請）

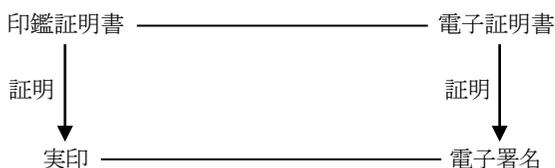
1. 電子認証制度

電子申請（以下「オンライン申請」という）においては、インターネットを利用してデジタル情報をやり取りすることになる。よって、以下のことが問題となる。

①取引の相手方が本当に本人かどうか

②取引の情報が途中で書き換えられていないかどうか

そこで、このような問題に対処するため、電子認証制度が設けられている。この制度においては、従来の「署名（又は記名）押印」に代わる制度として、「電子署名」が、「印鑑証明書」に代わる制度として「電子証明書」が設けられている。



【電子証明書】

電子認証の事務を取り扱う管轄登記所に印鑑を提出した株式会社の代表取締役は、商号、本店、資格、氏名、公開かぎの値及び電子証明書の証明期間（※1）を表した電子証明書（※2）の発行を請求することができる（商登法12条の2第1項、3項、商登規33条の8第2項）。

※1 電子証明書の「証明期間」とは、電子認証登記所に対して電子証明書の有効性についての証明を請求することができる期間をいう。電子証明書の発行を申請する際に、3か月から27か月の間で選択することができる（3か月刻みで、発行手数料が変わる）。

※2 パソコンにファイルをダウンロードする形式で取得する。

2. オンライン申請の可否

手続の性質により、オンライン申請によることが認められているものと認められていないものがある。

	可否
登記申請	○
裁判所による登記の嘱託	×
オンラインによる登記の申請と同時にする受領証(※1)の送付の請求	○
印鑑の提出	×(※2)
印鑑証明書の交付の請求	○(※3)
電子証明書の発行の請求	×(※4)
電子証明書で証明した事項の変更の有無についての証明の請求(※5)	○
審査請求	×
登記事項証明書の交付の請求	○(※6)

※1 受領証とは、登記官が登記の申請書その他の書面（商登法 19 条の 2 に規定する電磁的記録を含む）を受け取った場合において、申請人の請求があったときに交付する書面のことである。

※2 仮に、申請人側がスキャナー等の機器により読み取った印鑑の電磁的記録を登記所に送信したとしても、登記所の側で適切に受信し、印鑑証明書に出力するためには解像度等の関係から技術的に問題があるためである。

※3 既に印鑑を提出済みであるため、認められる。

※4 本人確認の機能で印鑑証明書に代わるべき電子証明書の重要性にかんがみ、電子証明書の発行請求をした者が本人であることを確実に担保する必要があるためである。

※5 会社代表者が電子証明書を添付して署名文書を送信した場合に、その受信者が、添付された電子証明書について、電子認証登記所に対して、その有効性についての証明を請求することができる。そして、記録された事項(会社の商号、本店、代表者の資格・氏名等)に変更が生じていれば、証明期間内であっても当該電子証明書は無効となるため、その変更の有無についての証明を求めることができる。

※6 登記は公示がその趣旨であるため認められる。

10 登記事項証明書

登記事項証明書は、手数料を納付して、何人でもその交付を請求することができ、利害関係人に限られるわけではない（商登法 10 条 1 項）。

登記事項証明書のうち、履歴事項証明書には、以下の 2 つの内容が記載される（商登規 30 条 1 項 2 号、1 号）。

- ①現在事項証明書に記載される事項
- ②請求日の3年前の日の属する年の1月1日から請求日までの間に抹消する記号を記録された登記事項及び基準日から請求日までの間に登記された事項で現に効力を有しないもの

11 登記官の審査権

1. 形式的審査主義

登記官は、登記申請書、添付書面及び登記記録以外の書面を審査の対象とすることができない。これらの書面から実体上の手続が適正か否かを判断するのみで、原則として法令で定める添付書面以外のものの提示を求めたり、申請人を調査したりすることは認められない（登研 305P. 39）。

2. 実質的審査主義

商登法23条の2（登記官による本人確認）

- 1 登記官は、登記の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

登記官は、登記の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申請を却下すべき場合を除き、申請人等に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない（商登法23条の2第1項）。

具体的には、以下のような場合に、「相当な理由がある」と認められる（商登準則47条1項）。

- ①捜査機関その他の官庁又は公署から、不正事件が発生するおそれがある旨の通報があつたとき。
- ②申請人となるべき者本人からの申請人となるべき者に成りすました者が申請をしている旨又はそのおそれがある旨の申出（以下「不正登記防止申出」という。）に基づき、第49条第7項の措置を執つた場合において、当該不正登記防止申出に係る登記の申請があつたとき（当該不正登記防止申出の日から三月以内に申請があつた場合に限る）。
- ③同一の申請人に係る他の不正事件が発覚しているとき。
- ④上記①～③に掲げる場合のほか、登記官が職務上知り得た事実により、申請人となるべき者に成りすました者が申請していることを疑うに足りる